

8月1日から、介護保険の『負担限度額認定』の更新が始まります  
 問い合わせ…健康長寿課介護サービス係 (TEL 25-2390)

現在、認定証(水色)を交付されている人は、有効期限が7月31日のため、更新の手続きが必要です。

**負担限度額認定証とは**

介護保険施設入所者が認定証を提示することで、居住費と食費の負担額が一定の限度額となります。  
**対象**：市の介護保険認定を受けており、介護保険施設に入所中で、左記のいずれかの人

① 令和4年度市民税非課税世帯の人(世帯が別の配偶者も市民税非課税)で、預貯金等の資産が基準額以下の人

※配偶者については、世帯が別でも判定の対象となります。  
 ※基準額についてはホームページをご確認ください。

② 生活保護を受給している人  
**申請の手続き**：認定証の発行日は、申請した月の1日からとなりますので、施設に入所中の人は、8月中に更新の手続きをしてください。申請が遅れた場合、さかのぼって認定することはできません。

**申請に必要なもの**：介護保険被保険者証、本人および配偶者の預貯金等が確認できるもの(預金通帳の写し等)  
 ※本人及び配偶者名義のものはずべてご提出ください。  
 ※新規の交付申請については随時受け付けています。

8月1日から、国民健康保険の『限度額適用・標準負担額減額認定』の更新が始まります  
 問い合わせ…保険課医療保険係 (TEL 25-2113)

現在、認定証を交付されている人は、有効期限が7月31日のため、更新の手続きが必要です。

**《限度額適用認定》**  
 認定証を医療機関へ提示すると、入院・外来時の医療費負担が一定の限度額までとなります。

**対象**：国民健康保険の被保険者  
**《標準負担額減額認定》**  
 認定証を医療機関へ提示することにより、入院時の食事代が減額されます。

**対象**：国民健康保険の被保険者で、世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯に属する人

**《共通》**

**申請期間**：随時  
 ※認定証の発効日は申請した月の1日からです。継続して入院中の場合は、8月中に更新の手続きをしてください。  
 ※申請が遅れた場合、前月までさかのぼって認定することはできません。

**申請に必要なもの**：国民健康保険証  
 ※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明となるものが必要

**《長期認定》**  
**申請できる人**：次の条件のすべてに該当する人  
 ① 令和4年度住民税非課税世帯の人  
 ② 認定証申請前の12ヶ月間に、入院日数の合計が91日以上の人

③ ②の入院期間中、住民税非課税世帯に属していた人  
**申請に必要なもの**：申請前の12カ月間入院日数の合計が91日以上であることを証明するもの(91日以上分の領収書、または入院証明書など)  
 ※「標準負担額減額認定の長期認定」の申請をする場合

国民年金保険料を納めるのが困難なときは免除申請を  
 問い合わせ…市民・人権同和对策課市民年金係 (TEL 25-2112)

年金保険料を納め忘れていた状態で、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害年金や遺族年金を受けられない場合があります。納めるのが困難な場合は、免除申請しましょう。

**《免除》**

所得に応じて「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。

**対象**：「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」の申請年度の前年所得がいずれも一定額以下の人や失業等の理由がある人

**《納付猶予》**  
 50歳未満の人に限り利用でき、その期間の納付が猶予されます。

**対象**：「申請者本人」「申請者の配偶者」の申請年度の前年所得がいずれも一定額以下の人や失業等の理由がある人

**《学生納付特例》**  
 学生に限り利用でき、その期間の納付が猶予されます。

**対象**：学生で申請年度の前年所得が128万円以下の人や失業等の理由がある人

**《共通》**  
**免除対象期間**：過去2年(申請月の2年1ヶ月前の月分)まで

**申請に必要なもの**：本人確認書類(運転免許証等)、マイナンバー確認書類  
 ※失業した方は、離職票もしくは雇用保険受給資格者証が必要な場合があります。  
**《追納制度》**  
 免除期間の保険料は、後から納めること(追納)ができます。保険料の免除の承認を受けた期間がある場合は、将来受け取る年金額が少なくなります。追納すれば保険料納付済期間となり、将来の年金額に反映されます。追納は10年以内であれば納めることができます。

●注意

新型コロナウイルス感染症の状況により、本号に掲載しているイベント等が中止・延期になる場合があります。事前に主催者等にご確認ください。

# 職員採用

## 市職員採用試験

試験区分：土木技師  
募集人員：一名程度  
申込期限：7月15日（金）  
午後5時まで

※申込要領など詳細は、ホームページをご覧ください。  
お問い合わせ：人事課人事研修係  
（TEL 25-22214）

# 募集

## 日本語教室生徒を募集

直方市で頑張っている技能実習生等が、地域社会に馴染みながら生活ができるように必要な日本語知識を学ぶ教室です。受講は企業単位での申し込みです。

対象：令和3年4月1日以降に市内の企業に就職した技能実習生等

とき：10月～来年3月までの  
毎週1回  
午後7時～9時  
ところ：ユメニティのおがた  
受講料：ひと月3000円  
テキスト代：2530円  
募集期限：8月19日（金）  
お問い合わせ：文化・スポーツ  
推進課男女共同参画推進係  
（TEL 25-22244）

## 植木桜つつみ公園 指定管理者募集

来々年4月1日から植木桜つつみ公園の管理運営を行う指定管理者を募集します。必要書類や申請方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。  
印刷物の配布はしません。  
募集施設：植木桜つつみ公園  
指定期間：来々年4月1日～令和8年3月31日までの3年間  
募集要項等のホームページ公開時期：7月1日（金）～8月31日（水）  
お問い合わせ：都市計画課公園  
街路係  
（TEL 25-22200）

## 市内一般軟式野球大会 出場チーム募集

対象：①市内に在住の人が所属する社会人チーム ②全軟直轄支部に登録のチーム

※いずれもスポーツ保険に加入していること  
とき：8月7日（日）からトーナメント戦開始  
ところ：中泉市民球場  
参加料：1チーム12000円  
申込期間：7月1日（金）～15日（金）  
申込・問い合わせ：直方市体育協会  
（TEL 28-7149）

## 福岡県警察官採用試験

警察官A：第2回（男性・女性・武道指導）  
警察官B：男性・女性  
第1次試験日（1日目）：9月18日（日）  
受付期間：8月5日（金）～25日（木）  
お問い合わせ：  
▽直方警察署総務課  
（TEL 22-0110）  
▽福岡県警察本部警務課採用センター  
（TEL 092-62210700）



## 自衛官採用試験案内

《自衛官候補生（任期制）》  
資格：日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人  
申込期限：7月15日（金）  
お問い合わせ：自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所  
（TEL 0948-2214847）

# 講座

## 大切な人の『命』を救う 救命救急講習

もし目の前で突然人が倒れたら。その場に居合わせた人がすぐに手当てを行えば救命の可能性は高くなります。あなたの大切な人の命を救うため、救命講習に参加して、正しい知識と技術を身につけましょう。

対象：中学生以上  
とき：7月10日（日）  
午前9時～正午  
ところ：直方市消防本部  
内容：心肺蘇生法、AEDの取り扱い、その他応急手当について

募集人数：先着30人  
申込・問い合わせ：市消防本部警防課救急係  
（TEL 25-2303）

塗り替えをする前に聞きたい!知りたいたい!予備知識 **参加費 無料!!**

## 屋根・外壁塗り替えセミナー開催

簡単オンライン「スマホで勉強会」  
スマートフォンやパソコンで気軽に参加・視聴できる

日時 **7/23土** 10:00~11:00  
**27水** 14:00~15:00

開催 お手持ちのスマホ、パソコン、タブレットで送られてくるYouTubeのURLをクリックして視聴

申込 ①スマホ申込み (QRコードを読み込む専用申込みフォーム) ②電話申込み **216開催**

●お問い合わせ・お申し込みはこちら **0120-963-657**

主催 (一社)市民講座運営委員会 | 東京都千代田区富士見1-6-1-10F  
協賛 プロタイムズ直方店 | 直方市大字感田1874-4

これからは、**電気も、ガスも、Q-SANへ!**

●直方ガス株式会社 ☎0949-22-2496  
●株式会社九酸ガス住設  
本社・飯塚営業所 ☎0948-22-6024  
直方営業所 ☎0949-22-0678  
鞍手営業所 ☎0949-42-1003  
北九州営業所 ☎093-632-8523  
●株式会社小竹ガス商会 ☎09496-2-0425  
●有限会社筑穂プロパン ☎0948-72-1225

広告